

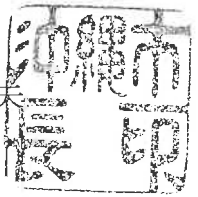


沖縄市告示第 114 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年 9月30日

沖縄市長 桑江朝千夫



- 1 都市計画の種類
中部広域都市計画道路 3・5・沖2号 中部工業高校北側線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
八重島二丁目
- 3 都市計画の縦覧場所
沖縄市役所5階 建設部 都市整備室 都市計画担当